

家族そろそろ加入しましょう

交通災害共済は、2月から申込みを受付します

◆年間掛金 一人500円 ◆通院1日から見舞金2万円支給

●交通災害共済制度

一人ひとりがわずかな掛金を出し合い、交通事故に遭われた方に、見舞金をおくるため、県内市町が構成している共済制度です。

●加入できる方

日野町に住民登録をされている方、または町内に在勤、在学している方

※他市町で加入される方は、重複して加入することはできません。

●加入手続き

配布しています申し込み用紙に必要事項を記入のうえ、掛金を添えて各区长・町代さんへ申し込みをしていただくか、住民課生活環境交通担当へ直接申し込みをお願いします。

●共済期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間(4月1日以降に申し込みをされた場合は、

その翌日から平成30年3月31日まで)

●対象となる事故

国内の一般道路上で(道路として機能している場所、不特定多数の方が出入りできる駐車場など)自動車・バイク・自転車等の運転中に発生した交通事故または、これらの車両による交通事故。

※飲酒運転、無免許運転、その他故意または重大な過失による場合には災害見舞金は支給できません。

●交通災害共済見舞金の請求と期間

請求は、加入者証、見舞金請求書(様式は住民課生活環境交通担当にあります)と印鑑、医師の診断書、交通事故証明書をお持ちのうえ、住民課までお越しください。請求期間は交通事故に遭われた日から2年以内です。詳しくは住民課生活環境交通担当までお問い合わせ下さい。

交通災害共済事業の廃止について

昭和43年より運営されてきた交通災害共済ですが、平成29年度の募集を最終年度とし、交通災害共済事業が廃止となります。

なお、災害共済見舞金の請求については、共済加入期間中に交通事故に遭われ、医師の治療を受けられた場合は、従来どおり交通事故発生日より2年以内に請求することができます。詳しくは交通災害共済組合へお問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

滋賀県市町村交通災害共済組合
☎077-524-4610

入っていますか？

自転車保険

滋賀県では平成28年2月26日に「滋賀県自転車車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、平成28年10月1日より自転車利用者の損害賠償保険の加入が義務化されました。

県外では自転車での加害事故で1億円近くの賠償があった事例もありますので、自転車を利用される方は必ず保険や共済に加入しましょう。

学校体育施設開放事業

町内の小・中学校の体育館、格技場を開放しています

町では学校の教育に支障のない範囲で体育館、格技場を登録団体に開放し、スポーツ活動の場としてご利用いただいています。

平成29年度に年間を通じて利用を希望される団体は、使用者登録申請をお願いします。

●登録できる団体

日野町在住、在勤されている10人以上で、定期的に継続的に使用される団体。



●登録手続き

教育委員会事務局生涯学習課に団体の使用者登録申請書を提出してください。名簿・印鑑を忘れずお持ちください。

※4月から使用を希望される団体は、2月17日(金)までに使用者登録申請書を提出してください。

※申し込み申請書は生涯学習課窓口にあります。

●使用料金(照明を利用した場合)

1回500円(時間制限なし)、他団体と1時間以上使用が重なった場合は2500円。

◆提出・問い合わせ先

教育委員会事務局 生涯学習課
☎074-8-52-6566

問い合わせ先 ◆住民課 生活環境交通担当 ☎074-8-52-6578

国民年金からのお知らせ

口座振替等による前納が大変お得です

～お申し込みは2月末日までに～

国民年金保険料を口座振替等で前納(納期未到来分をまとめて納付)すると、保険料の割引があります。

平成29年4月分から、保険料の2年前納、1年前納、6ヶ月前納のいずれかを希望される場合、または、振替方法の変更を希望される場合は、**平成29年2月末日**までに手続きが必要です。

手続きは、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書、金融機関の届出印、通帳をご持参の上、口座振替を希望する金融機関機構草津年金事務所でお願います。なお、口座振替の手数料は不要です。

現在、口座振替を利用しており、これまでに前納の手続きをされた方は、引き続き決められた期日に前納分が口座振替されます。

また、平成29年4月より現金での2年前納制度もスタートします。希望される場合は2月末日までに草津年金事務所または住民課保険年金担当窓口まで申請をお願いします。

参考:口座振替を利用した場合の保険料額【平成28年度(1ヶ月16,260円)の場合】

	振替内容	保険料	割引額
2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末に振替	377,310円/2年	15,690円(2年)
1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末に振替	191,030円/1年	4,090円(1年)
6ヶ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末に、10月分から翌年3月分の保険料を10月末に振替	96,450円/6ヶ月	1,110円(6ヶ月)
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	16,210円/1ヶ月	50円(1ヶ月)
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	16,260円/1ヶ月	割引なし

問い合わせ先◆草津年金事務所 ☎077-567-2220(国民年金課) 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6571

みんなで支え合う国民健康保険

国保で受けられる 給付についてご紹介します

国民健康保険では、病院での医療費負担のほかにも様々な給付があります。

今回は、国保で受けられる給付をご紹介します。

出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出生児一人につき404千円(産科医療補償制度に加入している医療機関は420千円)が支給されます。出産費用を一時的に立て替えることが難しい場合は、出産した医療機関へ支払う直接支払い制度が利用できます。

葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行う人(＝喪主)に5万円が支給されます。

高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が高額になり、限度額を超えた場合、超

えた分を高額療養費として返還します。なお、入院などにより医療費が高額になることが分かっている場合は、事前に「限度額認定証」の交付を受けることで、1医療機関ごとの医療費の負担を限度額までにとどめることができます。

療養費

医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を作ったとき、保険証を持たずに治療を受けたときなど、一時的に医療費を全額負担した場合に、保険負担分(7割)の払い戻しを受けることができます。

このほかにも、訪問看護ステーションを利用したとき、入院や転院等の移送に費用がかかったときなども給付を受けることができます。詳しくは住民課保険年金担当までお問い合わせください。

問い合わせ先 ◆ 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6571